

議案第 9 9 号

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、総合体育館アリーナの空調設備使用料を定めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例（平成１８年北名古屋市条例第７９号）の一部を次のように改正する。

別表の２中備考以外の部分を次のように改める。

２ 照明設備使用料及び冷暖房設備使用料

区分		１時間当たりの使用料 の額	開館前又は閉館後の１ 時間
主競技場（アリーナ）	照明設備	円	円
		南半面	南半面
		５７０	７４０
		北半面	北半面
		５７０	７４０
	冷暖房設備	１，９６０	２，５４０

別表の２備考１中「照明設備使用料」の次に「及び冷暖房設備使用料」を加える。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の冷暖房設備の使用に係る使用料について適用し、施行日前の冷暖房設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- ３ 改正後の条例の規定に基づく申請その他の準備行為は、施行日前においても、行うことができる。